規

則

公布する。

平成十七年九月三十日

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則をここに

第一条この規則は、

例 (平成十七年七月青森県条例第六十三号。以下「条例」という。) の施行に関し

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条

必要な事項を定めるものとする。

青森県規則第九十五号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則

号外第八十四号

九月三十日

目 次

規 則

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関す

る条例施行規則...... (保健衛生課) ...]

同

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則.....

· :

五 知的障害者福祉工場(知的障害者であって、作業能力はあるが、対人関係、

(適用除外)

第四条 条例第二条第五号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

旅館の客室ごとに設置された施設

青森県知事

Ξ

村

申

吾

公衆浴場の家族風呂

医療施設及び社会福祉施設等の個室ごとに設置された施設

第五条
条例第三条第一号に規定する規則で定めるレジオネラ属菌に係る水質基準は、 (水質基準)

(消毒方法)

検出されないこととする。

第六条 条例第三条第三号口に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

にすること。 オゾンによる方法。ただし、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないよう

一 紫外線による方法

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(

第三条

(社会福祉施設等)

条例第二条第四号ルに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

を目的とする施設であって、同法第七条に規定する児童福祉施設でないもの 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する業務

二 生活支援ハウス(高齢者に対して、 合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支 介護支援機能、 居住機能及び交流機能を総

援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設をいう。) 身体障害者通所ホーム(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

日常生活能力等からみて自活することが可能なものに対し、独立した生活を営ま 第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の入所者であって、収入の状況:

設備及び構造、通勤時の交通事情その他の事情により通常の事業所に雇用される 身体障害者福祉工場(重度の身体障害者であって、作業能力はあるが、職場の その自立の促進を図ることを目的として設置された施設をいう。)

社会生活を営ませることを目的として設置された施設をいう。) ことが困難なものに職場を与え、生活指導及び健康管理を行うことにより健全な

て設置された施設をいう。) 活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的とし 康管理その他の事情により通常の事業所に就労できないでいるものを雇用し、

生 健

兀

(2)

銀イオンによる方法 光触媒による方法

五 (水質検査の方法) その他知事が適当と認める方法

法 却遠心濃縮法又はろ過濃縮法により水質検査を行わなければならない。 る過濃縮法その他知事が適当と認める方法とする。 条例第三条第七号及び第八号に規定する規則で定める方法は、冷却遠心濃縮 ただし、一年に一回以上冷

(基準に適合しない場合の報告)

た後直ちに、次に掲げる事項について行わなければならない 条例第三条第九号の規定による報告は、 水質基準に適合しないことが判明し

水質検査に係る水を採取した年月日 施設の名称及びその所在地

水質検査の結果

(身分証明書)

第九条 条例第五条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。 (弁明の機会の付与に関する通知)

第十条 知事は、条例第七条第二項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提 陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものと 出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見

(代理人)

第十一条 を選任することができる。 前条の規定による通知を受けた者 (以下「当事者」という。) は、 代理人

2 の一切の行為をすることができる。 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するため

3 代理人の資格は、 書面で証明しなければならない

旨を知事に届け出なければならない 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

別記様式 (第9条関係)

表

徭

巾

謂 品

1

俥

K

職氏化

疋

凲

年 田

Ш #

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する

明する。 条例第5条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証 上記の者は、

回 Ш 交付

併

青森県知事

Ξ

患

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(抜粋)

(立入調査等

第5条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、医療施設の開設者 若しくは社会福祉施設等の設置者に対し、その入浴施設における第3条の 定により遵守すべき事項の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させる 規定による措置その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、 ことができる。 又はその職員に、医療施設若しくは社会福祉施設等に立ち入り、同条の規

書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、 その身分を示す証明

 \mathbb{H} 用紙の大きさは、 日本工業規格B8横長とする。

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県規則第九十六号

青森県公衆浴場規則(昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号)の一部を次のよ青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

を「及び口」に改め、同表第五号3口中「から二まで」を「及び八」に改め、同表第中八を削り、二を八とし、同表第四号3中「及び」を「並びに」に、「から八まで」別表第二第一号5ホ中「浴室」の下に「(浴槽を除く。)」を加え、同表第三号2うに改正する。

七号1中「及び2イから八まで」を「並びに2イ及び口」に改め、同号2口中「から

所則

八まで及び」を「及び口並びに」に改める。

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行